| | |
|---|---|
| ロ　第三条第一号ハからチまで及びヌからタまで並びに第五条第一号イ、ハ及びニに掲げる事項<br>ハ・ニ　（略）<br>二　企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項<br>イ・ロ　（略）<br>ハ　第三条第一号ハからホまで、ト、ヌからワまで及びヨ、同条第二号ハ及びニ、第五条第一号ハ及びニ並びに前号ハに掲げる事項 | ロ　第三条第一号ハからトまで及びリからヨまで並びに第五条第一号イ、ハ及びニに掲げる事項<br>ハ・ニ　（略）<br>二　企画旅行契約以外の旅行業務に関する契約を締結した場合にあっては、次に掲げる事項<br>イ・ロ　（略）<br>ハ　第三条第一号ハからヘまで、リからヲまで及びカ、同条第二号ハ、第五条第一号ハ及びニ並びに前号ハに掲げる事項 |

**附　則**

この命令は、平成三十年六月十五日から施行する。

# 省　令

**○国土交通省令第三十八号**

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第十三条第三項第四号の規定に基づき、旅行業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年四月十六日

国土交通大臣　石井　啓一

旅行業法施行規則の一部を改正する省令

旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （禁止行為）<br>**第三十七条の九**　法第十三条第三項第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。<br>一・二　（略）<br>三　宿泊のサービスを提供する者（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条の二第一項に規定する営業者を除く。）と取引を行う際に、当該者が住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第三条第一項の届出をした者であるかどうかの確認を怠る行為 | （禁止行為）<br>**第三十七条の九**　法第十三条第三項第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。<br>一・二　（略）<br>（新設） |

**附　則**

この省令は、平成三十年六月十五日から施行する。